

石巻市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果及び意見を次のとおり公表します。

平成27年2月20日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 伊 藤 啓 二

- 1 監査対象部課等 河北総合支所、雄勝総合支所、河南総合支所、桃生総合支所、北上総合支所及び牡鹿総合支所  
(地域振興課、市民生活課、保健福祉課及び所管する行政機関)
- 2 監 査 期 間 平成26年11月25日から平成27年2月20日まで
- 3 監 査 対 象 範 囲 平成26年度一般事務及び財務に関する事務の執行  
(平成26年10月31日現在)
- 4 監 査 場 所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監 査 結 果 平成26年度一般事務及び財務に関する事務の執行について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘します。  
なお、軽微な誤り等については、別途指導しました。
- 6 監査結果に添える意見 結果報告に添える意見は、別紙のとおりです。

## 指 摘 事 項

平成21年度の定期監査において指導したにもかかわらず、改善が見られない事項

対象部局	不適正事項	
	項目	内容
河北総合支所 地域振興課	収入事務	行政財産目的外使用許可により庁舎内に設置されている自動販売機に係る電気料について、設置者に対し3か月ごとに請求しているが、市は毎月立替払しているので毎月の請求に改めること。
雄勝総合支所 地域振興課	団体管理事務	雄勝地区運行協議会に係る団体管理事務において、収入金を一定期間現金で保管していたので、事故防止の観点から収入金については速やかに団体の預金口座に入金すること。
牡鹿総合支所 市民生活課	契約事務	動物死骸収集運搬業務等に係る契約書において、契印の押印漏れが見受けられた。

## 指 摘 事 項

平成23年度の定期監査において指導したにもかかわらず、改善が見られない事項

対象部局	不適正事項	
	項目	内容
河南総合支所 地域振興課	契約事務	契約する事業者が消費税法に係る免税事業者であるにもかかわらず、消費税額等を表示した請書を徴していた。 ※ 各農業集落排水処理施設に係る消防用設備法定点検業務
桃生総合支所 地域振興課	契約事務	契約金額が50万円を超えているにもかかわらず、契約書の作成を省略し請書を徴していた。 ※ 山田地区消防ポンプ置場確定分筆登記業務

# 指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部局	不適正事項	
	項目	内容
河北総合支所 地域振興課	財産管理事務	<p>行政財産の無償貸付けについて</p> <p>市営河北川の上上納住宅敷地内の土地（崖地）について、近隣の企業と土地使用貸借契約を締結し、無償で土地の貸付けを行っていた。</p> <p>石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年石巻市条例第68号）では、無償で貸し付けることができる場合を規定しているが、本件の貸付けについては、それには該当しておらず、無償で貸し付けることが必要な場合は、市議会の議決を得る必要があるにもかかわらず、議決を得ることなく処理されており、市議会の議決権をないがしろにする極めて不適切な事務処理である。</p> <p>なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものであり、使用料についても石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例（平成17年石巻市条例第64号）第4条の規定により、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができることを申し添える。</p>
		<p>普通財産の貸付けについて</p> <p>土地建物等の財産を貸付けする場合は、債務不履行によるリスクを緩和するため、借り受けようとする者から相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせる必要性があり、本市においても石巻市公有財産規則（平成17年石巻市規則第58号）においてその旨規定し、「市有財産貸付け等に係る保証人の取扱いについて」（平成21年2月13日付け総務部長通知）においてもその取扱いについて各部長等へ周知しているところである。</p>

対象部局	不適正事項	
	項目	内容
		<p>しかしながら、新規の貸付等明らかに借り受けようとする者から相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせることが必要な場合においても、それを行わず賃貸借契約を締結しており、リスク管理の甘さを指摘せざるを得ない状況であった。</p> <p>については、石巻市民の大切な財産を管理しているということを再認識し、適正な財産管理がなされることを求めるものである。</p> <p>なお、本件については、総務部に対し、監査結果報告に添える意見を提出しているので、総務部と協議し適正に対応されたい。</p>
雄勝総合支所 地域振興課	財産管理事務	<p>普通財産の貸付けについて</p> <p>土地建物等の財産を貸付けする場合は、債務不履行によるリスクを緩和するため、借り受けようとする者から相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせる必要性があり、本市においても石巻市公有財産規則（平成17年石巻市規則第58号）においてその旨規定し、「市有財産貸付け等に係る保証人の取扱いについて」（平成21年2月13日付け総務部長通知）においてもその取扱いについて各部長等へ周知しているところである。</p> <p>しかしながら、新規の貸付等明らかに借り受けようとする者から相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせることが必要な場合においても、それを行わず賃貸借契約を締結しており、リスク管理の甘さを指摘せざるを得ない状況であった。</p> <p>については、石巻市民の大切な財産を管理しているということを再認識し、適正な財産管理がなされることを求めるものである。</p> <p>なお、本件については、総務部に対し、監査結果報告に添える意見を提出しているので、総務部と協議し適正に対応されたい。</p>

対象部局	不適正事項	
	項目	内容
桃生総合支所 保健福祉課	現金取扱事務	<p>領収証書について</p> <p>桃生総合支所保健福祉課が実施している食生活改善推進員育成研修会の参加料に係る領収証書については、会計管理者に申請し許可された内容で作成されているが、交付用と控えが同一であることを示す割印を押印していないため、領収証書の控えと交付済の領収証書が1対1の関係であることを証するものとはいえず、領収証書の控えがない交付済の領収証書の存在を否定できないものとなっており、領収証書の形式として不適切なものであった。</p> <p>領収証書を独自に作成する場合は、交付用と控えを同一内容で作成し、割印を押印し、綴り形式とするなど不正の働きにくい形式にされたい。</p> <p>また、領収証書の領収印欄には領収印を押印すべきところ收受日付印を押印しており不適切な事務処理となっていた。このような領収証書は市が発行したものとは認めることができないので適切に処理されたい。</p> <p>なお、独自に作成した領収証書については、市民が交付を受けた際に、それが正当のものであるか認識できる手段及び根拠がないことから、領収証書を独自に作成する場合はあらかじめ公告等を行い公表しておくことが望ましいことを申し添える。</p>
北上総合支所 地域振興課	財産管理事務	<p>普通財産の貸付けについて</p> <p>土地建物等の財産を貸付けする場合は、債務不履行によるリスクを緩和するため、借り受けようとする者から相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせる必要性があり、本市においても石巻市公有財産規則（平成17年石巻市規則第58号）においてその旨規定し、「市有財産貸付け等に係る保証人の取扱いについて」（平成21年2月13日付け総務部長通知）においてもその取扱いについて各部長等へ周知しているところである。</p>

対象部局	不適正事項	
	項目	内容
		<p>しかしながら、新規の貸付等明らかに借り受けようとする者から相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせることが必要な場合においても、それを行わず賃貸借契約を締結しており、リスク管理の甘さを指摘せざるを得ない状況であった。</p> <p>については、石巻市民の大切な財産を管理しているということを再認識し、適正な財産管理がなされることを求めるものである。</p> <p>なお、本件については、総務部に対し、監査結果報告に添える意見を提出しているので、総務部と協議し適正に対応されたい。</p>
牡鹿総合支所 地域振興課	財産管理事務	<p>普通財産の貸付けについて</p> <p>土地建物等の財産を貸付けする場合は、債務不履行によるリスクを緩和するため、借り受けようとする者から相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせる必要性があり、本市においても石巻市公有財産規則（平成17年石巻市規則第58号）においてその旨規定し、「市有財産貸付け等に係る保証人の取扱いについて」（平成21年2月13日付け総務部長通知）においてもその取扱いについて各部長等へ周知しているところである。</p> <p>しかしながら、新規の貸付等明らかに借り受けようとする者から相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせることが必要な場合においても、それを行わず賃貸借契約を締結しており、リスク管理の甘さを指摘せざるを得ない状況であった。</p> <p>については、石巻市民の大切な財産を管理しているということを再認識し、適正な財産管理がなされることを求めるものである。</p> <p>なお、本件については、総務部に対し、監査結果報告に添える意見を提出しているので、総務部と協議し適正に対応されたい。</p>

対象部局	不正事項																			
	項目	内容																		
牡鹿総合支所 保健福祉課	財産管理事務	<p>行政財産目的外使用料の算定誤りについて</p> <p>自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料を算定するに当たり、当該建物の建築費指数が1.08であるにもかかわらず1.04として算定し、過少に徴収していた。</p> <p>また、屋外に設置しているにもかかわらず、建物に係る使用料も算定し、過大に徴収していたので、石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例（平成17年石巻市条例第64号）及び公有財産貸付料等算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>1 建築費指数の誤りにより過少に徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指令第4号               <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>誤徴収額</td> <td style="text-align: right;">9, 583円</td> </tr> <tr> <td>正徴収額</td> <td style="text-align: right;">9, 945円</td> </tr> <tr> <td><span style="border: 1px solid black;">過少徴収額</span></td> <td style="text-align: right;"><span style="border: 1px solid black;">362円</span></td> </tr> </table> </li> <li>・指令第5号               <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>誤徴収額</td> <td style="text-align: right;">8, 742円</td> </tr> <tr> <td>正徴収額</td> <td style="text-align: right;">9, 073円</td> </tr> <tr> <td><span style="border: 1px solid black;">過少徴収額</span></td> <td style="text-align: right;"><span style="border: 1px solid black;">331円</span></td> </tr> </table> </li> </ul> <p>2 屋外に設置しているにもかかわらず、建物に係る使用料を算定し、過大に徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指令第6号               <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>誤徴収額</td> <td style="text-align: right;">12, 442円</td> </tr> <tr> <td>正徴収額</td> <td style="text-align: right;">208円</td> </tr> <tr> <td><span style="border: 1px solid black;">過大徴収額</span></td> <td style="text-align: right;"><span style="border: 1px solid black;">12, 234円</span></td> </tr> </table> </li> </ul>	誤徴収額	9, 583円	正徴収額	9, 945円	<span style="border: 1px solid black;">過少徴収額</span>	<span style="border: 1px solid black;">362円</span>	誤徴収額	8, 742円	正徴収額	9, 073円	<span style="border: 1px solid black;">過少徴収額</span>	<span style="border: 1px solid black;">331円</span>	誤徴収額	12, 442円	正徴収額	208円	<span style="border: 1px solid black;">過大徴収額</span>	<span style="border: 1px solid black;">12, 234円</span>
誤徴収額	9, 583円																			
正徴収額	9, 945円																			
<span style="border: 1px solid black;">過少徴収額</span>	<span style="border: 1px solid black;">362円</span>																			
誤徴収額	8, 742円																			
正徴収額	9, 073円																			
<span style="border: 1px solid black;">過少徴収額</span>	<span style="border: 1px solid black;">331円</span>																			
誤徴収額	12, 442円																			
正徴収額	208円																			
<span style="border: 1px solid black;">過大徴収額</span>	<span style="border: 1px solid black;">12, 234円</span>																			

## 監査結果報告に添える意見

組織及び運営の合理化に資するため、事務等の改善を検討されたい事項

### 意見の内容

普通財産の貸付けについて

(総務部管財課)

土地建物等の財産を貸付けする場合は、債務不履行によるリスクを緩和するため、石巻市公有財産規則（平成17年石巻市規則第58号）第41条第1項で「普通財産を借り受けようとする者からは、必要があるときは、相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせるものとする。」と規定し、平成21年2月13日付け総務部長通知（以下単に「総務部長通知」という。）においてもその取扱いについて各部長等へ周知しているところである。

しかしながら、今回定期監査を行ったほとんどの総合支所では、普通財産の貸付けにおいて、借り受けようとする者から相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせることなく賃貸借契約を締結しており、総務部長通知があるにもかかわらずリスク管理の甘さを疑わざるを得ない状況である。このことについては、財産管理の統括である管財課の責任も重く、その指導力が不足していたということも指摘せざるを得ないのである。

総務部長通知では、「相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせる必要があるとき」として、次の4項目を除く貸付けを行う場合としている。

- (1) 一時貸付けを行うとき。
- (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に貸付けを行うとき。
- (3) 公益事業を行う社会的信用が高いと判断される法人に貸付けを行うとき。
- (4) その他相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせる必要がないと判断されるとき。

このうち(4)については、どのような場合に該当するのか不明確な項目であり、恣意的な運用が可能となる基準になっている。これは普通財産の貸付けが、貸付料の多寡、相手方の信用力、借地借家法の適用の有無等様々なケースがあり、それらに対応できるようにするため、設けられた項目であると思われるが、このことが、総合支所で相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせないことを基本として処理している一因になっていると考えられる。

よって、総務部長通知については、できる限り恣意的な運用ができない内容に見直しを図るとともに、管財課は財産管理担当者に対し、石巻市民の大切な財産を管理しているということを再認識させ、普通財産の貸付けにおいては、真に必要でない認められる場合を除き、相当の担保を提供させ、又は保証人を立てさせることが基本であることを指導すべきである。

## 監査結果報告に添える意見

組織及び運営の合理化に資するため、事務等の改善を検討されたい事項

### 意見の内容

各地区運行協議会の名称について

(雄勝総合支所地域振興課)

(河南総合支所地域振興課)

(桃生総合支所地域振興課)

本市では高齢化の進行やバス路線の廃止に対応するため、各地区において、住民バスや乗合タクシーが運行されている。これらの運営主体は各地区の運行協議会が担っており、それぞれの総合支所地域振興課等に事務局が置かれている。

これらの運行協議会のほとんどは、〇〇地区住民バス運行協議会や〇〇地区乗合タクシー運行協議会のようにわかりやすく親しみやすい名称とされているが、雄勝、河南、桃生地区の3運行協議会は単に〇〇地区運行協議会という名称とされており、組織の目的や事業内容が読み取りにくいものとなっていた。

運行協議会の名称は、それぞれの地域住民が主体となり総会等で決定したということは十分承知しているが、事務局が本市に置かれていることを考慮すると、一定の基準を設け、市民にわかりやすく、事業内容が直ちに理解できるよう市民目線に立った名称に改めるべきであると考えます。

については、運行協議会の名称の見直しについて、協議会に対し強力に行政指導する必要があることを認識されたい。